

株式分割に関する基準日設定公告

2019年5月9日

各位

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンクグループ株式会社
代表取締役会長 兼 社長 孫 正義

当社は、2019年5月9日（本日）の取締役会決議において、2019年6月28日（金曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2019年6月27日（木曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年6月28日（金曜日）をもって、当社定款第5条を変更し、3,600,000,000株増加して、7,200,000,000株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2019年7月下旬にお届住所にお送り申し上げます。
- 2019年6月28日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
- (2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

(連絡先) 東京都府中市日鋼町 1-1

電話 0120-232-711 (通話料無料)

(郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部